

令和 5 年

三 島 市 外 三 ヶ 市 町 箱 根 山 林 組 合

組 合 議 会 2 月 定 例 会 会 議 録

(令和 5 年 2 月 7 日 三島市議会議場において)



出席議員

|       |         |
|-------|---------|
| 1 番   | 瀬戸 美一 君 |
| 2 番   | 安田三津子 君 |
| 3 番   | 向笠 誠 君  |
| 4 番   | 佐野 淳祥 君 |
| 5 番   | 堀江 和雄 君 |
| 6 番   | 藤江 康儀 君 |
| 7 番   | 秋山 治美 君 |
| 8 番   | 飯田 安雄 君 |
| 9 番   | 佐野 俊光 君 |
| 1 0 番 | 野村 諒子 君 |
| 1 1 番 | 松川 益藏 君 |
| 1 2 番 | 川原 章寛 君 |

---

説明のため出席した者

|          |         |
|----------|---------|
| 管理者 三島市長 | 豊岡 武士 君 |
| 副管理者     | 杉山 浩生 君 |

---

事務局出席者

|         |
|---------|
| 勝又 慶貴 君 |
| 小林 悟 君  |
| 大川 秀平 君 |
| 関口 智也 君 |

令和 5 年 2 月 7 日（火）

午後 1 時 3 0 分

開議

## 議 事 日 程

|       |        |                                       |   |
|-------|--------|---------------------------------------|---|
| 日程第 1 |        | 会期の決定 -----                           | 3 |
| 日程第 2 |        | 会議録署名議員の指名 -----                      | 3 |
| 日程第 3 | 議第 1 号 | 令和 5 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計<br>予算案 ----- | 3 |
| 日程第 4 | 議第 2 号 | 三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の定年等に<br>関する条例案 ----- | 5 |

(午後 1 時 3 0 分 開議)

○議長(堀江和雄君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

---

#### △日程第 1 会期の決定

○議長(堀江和雄君)日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

---

#### △日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(堀江和雄君)次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 0 8 条の規定により、議長において、8 番 飯田安雄君、9 番 佐野俊光君の両君を指名いたします。

---

#### △日程第 3 議第 1 号 令和 5 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計予算案

○議長(堀江和雄君)次に、日程第 3 議第 1 号 令和 5 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま、上程になりました、議第 1 号 令和 5 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

本年度の予算額は、1, 8 1 0 万 9, 0 0 0 円ですが、予算書 3 ページと 4

ページにありますように歳入歳出ともに前年度に対し1,529万7,000円の減、率で申し上げますと45.8%の減となっております。はじめに歳入の内容についてご説明をいたします。お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。1款 使用料及び手数料、1項1目 使用料の主なものは、1節 電柱敷使用料44万3,000円で、東京電力が203本、N T T西日本が90本、芦ノ湖スカイラインが3本の使用料となっております。2節 その他使用料3万4,000円の主なものは、土地占用料3万3,000円で、ソフトバンク及びK D D Iの無線基地局設置により土地を占用させるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料1,404万1,000円は、(株) 芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付による貸地料で、詳細はお手元の予算資料、2ページの上段に記載してございます。2目 利子及び配当金、1節 預金利子9,000円は、積立金累計予定額9,840万円の運用利子でございます。3目 森林収入、1節 造林木売却収入120万円は、三島直轄林の森林経営計画による間伐の実施に伴う木材の売却収入でございます。次に、12ページ、13ページをお開きください。2項1目1節 補償料収入36万9,000円は、(株) 芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料32万3,000円と東京電力からの送電線下補償料4万5,000円が主なものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、令和4年度の決算見込みから200万円を計上させていただきました。次に、20ページ、21ページをお開きください。繰入金は廃款となります。

次に、歳出のご説明をいたします。22ページ、23ページをお開きください。1款1項1目 議会費211万2,000円は、組合議会の運営に要する経費ですが、主なものは報酬となっております。

次に、24ページ、25ページをお開きください。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費449万円は、特別職と一般職1名の人件費をはじめ、組合の管理事務に要する経費です。次に、26ページ、27ページをお開きください。2項1目監査委員費12万5,000円は、監査事務に要する経費でございます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費1,038万2,000円の主なものをご説明いたします。右側の説明欄をご覧ください。財産管理事業と直轄地管理事業の2つに整理しておりますが、はじめに財産管理事業977万3,000円の主なものについて、ご説明いたし

ます。８行目の農林道事業負担金１００万３，０００円は、三島市が実施する林道維持管理事業に係る事業費の一部を負担しようとするものでございます。

１行において次の貸付地維持管理事業補助金２０万円は、境界確認や草刈りなど、貸付先の団体等が行う山林管理活動に対する補助金でございます。１行において次の水利採草補償料３２万３，０００円は、（株）芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料を関係団体に交付しようとするものでございます。次に積立金８００万円は、将来にわたる組合の財政運営の健全化を確保するために積み立てようとするものでございます。続きまして、次の直轄地管理事業について、ご説明いたします。直轄林管理事業委託料６０万９，０００円は、三島直轄林内の径路整備と森林調査及び旧接待茶屋区域の一部の草刈りを委託するものです。

以上ご説明いたしました事項の詳細につきましては、別紙、予算資料及び事業計画箇所図にも記載してございますので、併せて参考にさせていただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、これより議第１号 令和５年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(堀江和雄君)挙手全員と認めます。

よって議第１号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

△日程第４ 議第２号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の定年等に関する条例案

○議長(堀江和雄君)次に、日程第４ 議第２号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の定年等に関する条例案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君) ただいま、上程になりました、議第2号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の定年等に関する条例案について、提案の要旨をご説明いたします。これは国家公務員の定年を引き上げる国家公務員法の改正及びこれに伴う地方公務員法の改正を踏まえ条例の改正を行うものであります。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、所要の整備をするものですが、この主な内容は、定年制度として、組合職員の定年を令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に段階的に引き上げ、65歳に定めること、いわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制として、管理職手当を支給されている職員をその対象に、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間を異動期間と定め、他の職に降任等を行うこと、また、降任等を行うにあたり遵守する事項を定めこと、定年前再任用短時間勤務制として60歳に達した日以後に退職した者を常勤勤務の定年退職日に相当する日までを任期として、短時間勤務の職に採用できることを定めること、また、定年の段階的な引上げ期間において現行と同様に年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするための暫定的な再任用に関する経過措置を定めることなどが改正の主な内容でございます。

宜しく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、これより議第2号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の定年等に関する条例案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(堀江和雄君)挙手全員と認めます。

よって議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君) 議会閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会 2 月定例会におきましては、令和 5 年度の予算案をはじめとした議案につきまして、慎重なるご審議の上、議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の事業につきましては、いまだ続くコロナ禍の中ではありますが、無事に視察研修が実施されたことをはじめ、皆様にお認めいただきました芦の湖カントリークラブに対する補助金の件につきましても芦の湖カントリークラブ主体のもと芦ノ湖高原別荘地災害対策工事が施工され、無事に完成に至るなど皆様方の温かいご理解とご協力によりまして、順調に推移してまいりました。

令和 5 年度の予算、事業等におきましても適宜・適切な執行はもとより、箱根山組合共有地基本構想の具現化を図るため、三島直轄林整備事業計画に基づく森づくりに、引続き着実に取り組むと共に、行政や関係機関等と連携を密にし、公益的機能の向上、治山・治水を第一義として、ますます防災、減災に寄与するべく森林の保全整備を進めていく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

皆様に、ここでお願いがございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、同日から個人情報保護に関する法律が改正されることに伴い、当組合といたしましても法改正後の事務に支障のないよう、必要な条例の整備に向け全力を挙げて準備を進めているところであります。しかしながら、本日をもって 2 月定例会が閉会となり、同法が改正される前に再び当組合議会を開き、ご審議いただくことは困難かと存じますので、関連いたします三島市外三ヶ市町箱根山林組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、専決処分とさせていただきたく、議員の皆様方には、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

立春を過ぎ、暦の上では春を迎えたところではございますが、まだまだ寒さの厳しい日々が続くことが予想され、実感として春の訪れを感じるには今暫くの時間が必要かと存じます。くれぐれも議員の皆様には、ご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(堀江和雄君)これもちまして、2 月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

(午後 1 時 47 分 閉議)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和5年2月7日

議 長                      堀江 和雄

会議録署名議員        飯田 安雄

会議録署名議員        佐野 俊光